

甲斐市 GIGA スクール構想 1 人 1 台端末 使用規定

1. 目的・趣旨

この規定は、主に市内小中学校に在籍する児童生徒の教育の用途に用いるための学習者用端末（以下「端末」という。）及びルータの運用・管理についての必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市教委 甲斐市教育委員会をいう。
- (2) 学校 甲斐市立学校設置条例に定める小学校、中学校をいう。
- (3) 校長 甲斐市立学校設置条例に定める小学校、中学校の校長をいう。
- (4) 使用者 甲斐市立学校設置条例に定める小学校、中学校に通う児童生徒をいう。
- (5) 申請者 甲斐市立学校設置条例に定める小学校、中学校の保護者をいう。
- (6) インターネット環境 校内 Wi-Fi・モバイルルータ・家庭用 Wi-Fi をいう。

3. 所有者及び管理者

（端末の所有）

端末の所有者は市教委であり、学校に指導者用・学習者用の端末を貸与する。

指導者用端末は、学級数のみの貸与とする。

学習者用端末は、令和2年5月1日現在の児童生徒数を基準としている。

（ルータの所有）

ルータの所有者は市教委であり、学校を通して申請者からの申請によって貸出を行う。

（端末及びルータの管理等）

端末の管理・監督は、学校内及び通学中は校長、家庭では保護者が行う。

使用者は、貸与された学校を卒業及び転出時に端末を学校へ返却するものとする。

（端末・ルータ及び付属品）

端末本体・ルータ及び AC アダプタ・充電ケーブル等の付属品は、利用終了時（卒業及び転出時）に学校へ返却する。

4. 遵守事項

（個人情報の保護）

インターネット上に自宅住所や電話番号、アカウントやパスワード等を記載しない。

写真撮影や動画撮影、音声の録音などをするときには、相手の許可を取る。

自分や他人の個人情報をインターネット上（SNS や HP）に公開しない。

他人の作品や表現を使用するときには、無断で使用せず、許可を取る。

（著作物の使用）

著作権や商標権など発達段階に応じて指導し、知的財産権を尊重する態度を育成する。

教科書や資料集をはじめとする著作物は、著作権の許諾を得た場合にのみ、インターネット上（クラウド上の Google ドライブや Google サイトなども含む）にアップロードや保存ができる。

5. 端末の使用

（アカウント・ID）

アカウントは、市教委で作成し、各学校に割り当てる。

アカウントは、Google アカウントを児童生徒・教職員個々に割り当てる。

アカウントは、中学校卒業後無効とする。それまでに作成したデータで必要なものは、個人で移管する。

移行措置期間は、卒業後 1 カ月以内とする。

アカウントは、市外異動後無効とする。それまでに作成したデータで必要なものは、個人で移管する。移行措置期間は、異動後 1 カ月以内とする。

転入児童生徒については、新たに市教委に申請し、割り当てを受ける。

転出児童生徒のアカウントについては、転出後無効とする。それまでに作成したデータで必要なものは、個人で移管する。移行措置期間は、転出後 1 カ月以内とする。

（使用時間）

市内共通の時間は設定しないが、健康上害を及ぼすことのないように留意する。目安として 30 分利用したら目を休めるように、目の健康のために 30 センチ離して使用するよう指導する。

家庭においても、使用時間を定めるように周知する。

発達段階や児童生徒の実態に応じ、目安となる時間を学校で設定することも可能。

安全のため、通学中（登下校中）は使用しないように指導する。

（使用場面）

学校においては、指導者の指示・監督の下、端末を使用する。

通学中（登下校中）を含め、学校と家庭以外では使用しない。

家庭においては、保護者の監督の下、端末を使用する。持ち帰った際の管理・監督を保護者が行うことについて同意した場合にのみ、持ち帰り利用させる。

同意書については、市内統一様式のものとする。

持ち帰る際には、ランドセルや鞆にしまい、盗難・紛失や破損等に気を付ける。

（設定）

端末の設定は、校長の指示なく変更しない。

（アプリケーション）

インストールされているアプリケーション（以下「アプリ」。）は、学習に必要な範囲で自由に利用できる。

ただし、外部へメールを送信する場合は、指導者の許可のもと利用する。

アプリを追加したい場合は、学校からの申請を受け市教委で検討する。

自由にアプリをインストール・アンインストールすることはできない。

（フィルタリング）

端末をフィルタリング制御している。

家庭での利用にも適用される。

（ネットワークへの接続・検索）

家庭での使用時には、家庭の Wi-Fi にのみ接続できる。屋外での free Wi-Fi 等には接続しない。

学習や行事などで目標を達成するために利用するときのみ利用することができる。

不適切なサイトを判断してアクセスを避けるという資質能力を育成する。

（カメラ・ビデオ・Meet 等）

学校においては、学習や行事などで目標を達成するために利用するときのみ、指導者の指示・監督の下利用できる。

人物や著作物を撮影するときは、許可を得てから撮影するなど、肖像権や著作権に留意するよう指導する。

家庭においては、学習や行事などで目標を達成するために利用するときのみ、保護者の監督の下利用できる。

盗撮や無断アップロード等犯罪につながるものについては、発達段階に応じて指導する。

6. 家庭における端末等の使用

（使用の責務及び制限）

使用者は、細心の注意を払いルータ等を使用する。

使用者は、端末及び貸出用ルータを教育の目的以外に使用してはならない。

使用者及び申請者は、端末及び貸出ルータに不具合が生じたり、紛失、破損等をさせたりしたときには、速やかに校長にその旨を申し出なければならない。

使用者は、端末に対してソフトウェア・アプリ等をインストール及びアンインストールを行ってはならない。

使用者は、端末に個人情報等重要データを保存してはならない。

使用者及び申請者は、端末及びルータを他人に譲渡もしくは転貸してはならない。

（ルータの貸出対象者）

市内学校に在籍する児童生徒の保護者とする。

貸出を受ける対象者は、SIM 契約が必要となる。SIM 契約は各家庭（申請者）が行う。

通信料は、家庭負担とする。

（ルータの貸出の申請）

申請は、市内統一の申請書により行う。

（ルータの貸出の決定）

校長は、申請があったときは、貸与の可否を決定し、市内統一の通知書により、申請者に通知する。

（返却）

申請者は、端末及びルータの貸出期間が終了したときには、校長に速やかに返却しなければならない。

申請者は、学校より端末及びルータの返却の要請があった際には、校長に速やかに返却しなければならない。

（貸出停止）

校長は、申請者がこの規定に違反した場合は、貸出を停止することができる。

その際に、市教委へ報告するものとする。

7. 保管

(保管)

学校の場合、基本的に保管庫に入れ充電を行う。学習場面での運用については、指導者の指示・監督の下行う。保管庫に入れずに保管する場合は、保管する場所の指示、保管する袋の用意等破損させないように留意する。

家庭では、学習機の上等安全な場所に保管する。

学校での使用に影響が出ないように充電を行う。

(充電)

学校では、基本的に保管下で保管し、充電を行う。

家庭では、通学前に充電を行い、学校で円滑に利用できるよう準備を行う。

8. 損害賠償等

端末及びルータ等の破損・不具合が見られた際には予備機を活用する。

児童生徒の故意による端末及びルータ等の破損等については、申請者はその損害を弁償しなければならない。

学習や行事などで目標を達成するため以外の使用によって生じた費用は、保護者が負担する。

令和3年4月1日より適用